





平成27年第4回箕面市議会定例会議案

報告第26号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	1
第81号議案	損害賠償請求事件に関する和解の件	5
第82号議案	財産の無償譲渡の件	9
第83号議案	大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議の件	11
第84号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市職員退職手当条例 改正の件	15
第85号議案	箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 改正の件	25
第86号議案	箕面市個人情報保護条例改正の件	31
第87号議案	箕面市立幼稚園条例改正の件	33
第88号議案	箕面市国民健康保険条例及び箕面市高齢者等介護総合条例改正の件	35
第89号議案	箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例等改正の件	37
第90号議案	箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件	41
第91号議案	箕面市下水道条例改正の件	49

第 9 2 号議案	平成 2 7 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 3 号）	51
第 9 3 号議案	平成 2 7 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 2 号）	65
第 9 4 号議案	平成 2 7 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 4 号）	79
第 9 5 号議案	箕面市有功者の議決を求める件	91
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	93
諮問第 4 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	95
諮問第 5 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	97

報告第 26 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の 3 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 12 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成 27 年 9 月 9 日専決）

- (1) 事故発生日時 平成 27 年 3 月 9 日 午後 5 時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市栗生外院五丁目 6 5 9 番 6 地内 市道栗生外院公団線路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方所有の自動車が生道栗生外院公団線を北から南へ向かって走行していたところ、アスファルト舗装の路面の一部がひび割れて剥離した状態であったため、跳ね上がったアスファルト片が同車両の左後部バンパーに当たり、バンパーを破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、127,138 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成 27 年 9 月 9 日

2 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成27年10月28日専決）

- (1) 事故発生日時 平成27年9月30日 午前10時30分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市大字粟生間谷2898番1 環境クリーンセンター敷地内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、環境クリーンセンターに一般廃棄物の持込みがあったため、同センター職員が相手方所有の自動車からスチール棚を下ろそうとしたところ、誤って棚板のうち1枚が落下し、同車両の後部バンパーを損傷させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、17,280円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成27年10月28日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成27年10月29日専決）

- (1) 事故発生日時 平成27年9月4日 午後7時20分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市萱野二丁目1番14号 箕面市立萱野老人いこいの家西側路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の救急自動車（消防署警防第二室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、患者を病院に救急搬送するため狭あい道路を走行していたところ、

対向する相手方所有の自動車が路肩に停車したため、その横を擦れ違うときに同車両に接触し、その右後部バンパーを損傷させたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、315,000円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成27年10月29日





## 第 8 1 号議案

### 損害賠償請求事件に関する和解の件

平成 2 5 年 5 月 3 0 日に提起された大阪地方裁判所平成 2 5 年（ワ）第 5 4 4 3 号損害賠償請求事件について、原告及び被告箕面市外 2 名は、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 8 9 条の規定により別紙和解条項案のとおり損害賠償の額を定め、及び和解する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

### （提案理由）

平成 2 2 年 7 月 1 5 日に箕面市立箕面小学校の授業中に発生した児童の事故に係る損害賠償請求事件について訴訟上の和解をするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により提案するものである。



(別紙)

### 和解条項案

- 1 被告箕面市は、原告に対し、本件事故に関する和解金として、既払金（独立行政法人日本スポーツ振興センターより災害共済給付金として支給された医療費7万9320円及び障害見舞金210万円）を除くほか、金200万円の支払義務があることを認め、平成28年1月末日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告箕面市の負担とする。
- 2 被告A<sub>1</sub>及び同A<sub>2</sub>は、原告に対し、本件事故に関する和解金として、金100万円の支払義務があることを認め、平成28年1月末日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告A<sub>1</sub>及び同A<sub>2</sub>の負担とする。
- 3 原告及び被告両名は、児童への影響に鑑み、本件事故の関係当事者（原告、原告と衝突した児童、原告の担任教諭及び養護教諭を含む。）の個人名及び個人が特定される情報を一切口外しないことを誓約する。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告両名は、原告と被告両名並びに被告箕面市と被告A<sub>1</sub>及び同A<sub>2</sub>との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、各自の負担とする。



第 8 2 号議案

財産の無償譲渡の件

次のとおり財産を無償譲渡する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

位置	財産の種別及び数量	相手方
箕面市粟生間谷西 一丁目 7 番 1 号	1 建物 (1) 園舎 構造 鉄筋コンクリート造ガルバリ ウム鋼板ぶき 2 階建 床面積 8 3 2 . 9 9 m <sup>2</sup> (2) 倉庫 構造 木造ポリカーボネイト板ぶき 平家建 床面積 1 3 . 1 0 m <sup>2</sup> 2 工作物及び立木 一式	豊中市新千里北町三丁目 2 番 1 号 学校法人 ひじり学園

(提案理由)

箕面市立ひがし幼稚園の民営化に伴い、当該幼稚園に係る建物その他の財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により提案するものである。

### 第 8 3 号議案

大阪広域水道企業団規約等の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に四條畷市、太子町及び千早赤阪村に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約を別紙のとおり変更することについて、関係市町村と協議する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に四條畷市、太子町及び千早赤阪村に係る水道事業の経営に関する事務を加えるとともに、これに伴い大阪広域水道企業団規約を変更することについて関係市町村と協議を行うため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により提案するものである。





別紙

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 別表第2に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務  
第5条第1項中「30人」を「33人」に改める。  
別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

四條畷市、太子町、千早赤阪村

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。



第八十四号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市職員退職

手当条例改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市職員退職

手当条例の一部を改正する条例

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の十項を加える。

(旧豊能町消防吏員の給与に関する経過措置)

29 平成二十八年四月一日前に豊能町の消防吏員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったもの(以下「旧豊能町消防吏員」という。)については、第五条の規定にかかわらず、同日において附則別表の旧豊能町消防吏員給料表を適用する。

30 平成二十八年四月一日における旧豊能町消防吏員の職務の等級及び号給又は給料月額については、同日前の豊能町における職務の等級、経験年数等を考慮して市長が定め、豊能町における同日前一年間の勤務実績を本市における勤務実績とみなして、本市の職員の例により昇格又は昇給をさせるものとする。

31 旧豊能町消防吏員を昇格させるときは、専門職給料表を適用するも

のとし、その者の職務の等級は、昇格前の旧豊能町消防吏員給料表においてその者が属する職務の等級の上位の職務の等級とする。

32 前項の規定により専門職給料表の適用を受けることとなった旧豊能町消防吏員の号給は、昇格した日（以下「昇格日」という。）の前日において受けていた給料月額（昇格日が平成二十八年四月一日であるときは、昇格前の附則第二十九項及び第三十項の規定による給料月額。次項第一号において同じ。）と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

33 専門職給料表の適用を受ける旧豊能町消防吏員には、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額として支給する。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間  
昇格日の前日において受けていた給料月額に、その者の受けるべき給料月額から昇格日の前日において受けていた給料月額を減じて得た額の三分の一の額を加算した額

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間  
昇格日の前日において受けていた給料月額（昇格日が平成二十九年四月一日前であるときは、前号の額。以下この号において同じ。）に、その者の受けるべき給料月額から昇格日の前日において受けていた給料月額を減じて得た額の二分の一の額を加算した額

34 旧豊能町消防吏員については、豊能町の職員としての在職期間を本市の職員の在職期間とみなして、第二十条及び第二十一条の規定を適用する。

35 旧豊能町消防吏員に係る第二十三条第三項の適用については、旧豊

能町消防吏員が平成二十八年四月一日前に豊能町において同項に規定する事由に該当して休職にされていた期間を同日以後に休職にされた期間に通算するものとする。

36 平成二十八年三月三十一日において豊能町一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年豊能町条例第三号。以下「豊能町給与条例」という。）第十四条の三の規定による住居手当を支給されていた旧豊能町消防吏員で、第十一条の三第一項各号の規定による住居手当を支給されないこととなるものについては、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、同項の規定にかかわらず、豊能町給与条例第十四条の三の規定により算出した額に、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を住居手当として支給する。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間  
十分の十

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間  
三分の二

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間  
三分の一

37 第十一条の三第三項の規定による住居手当の額が前項の規定を準用して算出した額に達しないこととなる旧豊能町消防吏員には、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、第十一条の三第三項の規定による住居手当の額にその差額に相当する額を加算して得た額を住居手当として支給する。この場合において、同項の勤続期間の区分については、豊能町の職員としての勤続期間を通算するも

のとする。

38 附則第二十九項から前項までに定めるもののほか、旧豊能町消防吏員の給与の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附則の次に附則別表として次の表を加える。

附則別表 旧豊能町消防吏員給料表

号給	職務の等級		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級					
	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円				
1	496,500	円	355,000	円	326,700	円	322,200	円	305,600	円	189,400	円	149,300	円
2			356,500		328,200		323,700		307,100		190,900		150,800	
3			358,000		329,700		325,200		308,600		192,400		152,300	
4			359,500		331,200		326,700		310,100		193,900		153,800	
5			361,000		332,700		328,200		311,600		195,400		155,300	
6			362,500		334,200		329,700		313,100		196,900		156,800	
7			364,000		335,700		331,200		314,600		198,400		158,300	
8			365,500		337,200		332,700		316,100		199,900		159,800	
9			367,000		338,700		334,200		317,600		201,400		161,300	
10			368,500		340,200		335,700		319,100		202,900		162,800	
11			370,000		341,700		337,200		320,600		204,400		164,300	
12			371,500		343,200		338,700		322,100		205,900		165,800	
13			373,000		344,700		340,200		323,600		207,400		167,300	
14			374,500		346,200		341,700		325,100		208,900		168,800	
15			376,000		347,700		343,200		326,600		210,400		170,300	
16			377,500		349,200		344,700		328,100		211,900		171,800	
17			379,000		350,700		346,200		329,600		213,400		173,300	
18			380,500		352,200		347,700		331,100		214,900		174,800	
19			382,000		353,700		349,200		332,600		216,400		176,300	
20			383,500		355,200		350,700		334,100		217,900		177,800	
21			385,000		356,700		352,200		335,600		219,400		179,300	
22			386,500		358,200		353,700		337,100		220,900		180,800	
23			388,000		359,700		355,200		338,600		222,400		182,300	
24			389,500		361,200		356,700		340,100		223,900		183,800	
25			391,000		362,700		358,200		341,600		225,400		185,300	
26			392,500		364,200		359,700		343,100		226,900		186,800	
27			394,000		365,700		361,200		344,600		228,400		188,300	
28			395,500		367,200		362,700		346,100		229,900		189,800	
29			397,000		368,700		364,200		347,600		231,400		191,300	
30			398,500		370,200		365,700		349,100		232,900		192,800	
31			400,000		371,700		367,200		350,600		234,400		194,300	
32			401,500		373,200		368,700		352,100		235,900		195,800	
33			403,000		374,700		370,200		353,600		237,400		197,300	
34			404,500		376,200		371,700		355,100		238,900		198,800	
35			406,000		377,700		373,200		355,600		240,400		200,300	
36			407,500		379,200		374,700		356,100		241,900		201,800	
37			409,000		380,700		376,200		356,600		243,400		203,300	
38			410,500		382,200		377,700		357,100		244,900		204,800	
39			412,000		383,700		379,200		357,600		246,400		206,300	
40			413,500		385,200		380,700		358,100		247,900		207,800	
41			415,000		386,700		382,200		358,600		249,400		209,300	
42			416,500		388,200		383,700		359,100		250,900		210,800	
43			418,000		389,700		385,200		359,600		252,400		212,300	
44			419,500		391,200		386,700		360,100		253,900		213,800	
45			421,000		392,700		388,200		360,600		255,400		215,300	
46			422,500		394,200		389,700		361,100		256,900		216,800	
47			424,000		395,700		390,700		361,600		258,400		218,300	
48			425,500		397,200				362,100		259,900		219,800	
49			427,000		398,700				362,600		261,400		221,300	
50			428,500		400,200				363,100		262,900		222,800	
51			430,000		401,700				363,600		264,400		224,300	
52			431,500		403,200				364,100		265,900		225,800	

53			433,000	404,700		364,600	267,400	227,300
54			434,500	406,200		365,100	268,900	227,800
55			436,000	407,700		365,600	270,400	228,300
56			437,500	407,900		366,100	271,900	228,800
57			439,000			366,600	273,400	229,300
58			440,500			367,100	274,900	229,800
59			442,000			367,600	276,400	230,300
60			442,600			368,100	277,900	230,800
61						368,600	279,400	231,300
62						369,100	280,900	231,800
63						369,600	282,400	232,300
64						370,100	283,900	232,800
65						370,600	285,400	233,300
66						371,100	286,900	233,800
67						371,600	288,400	234,300
68						372,100	289,900	234,800
69						372,600	291,400	235,300
70						373,100	292,900	235,800
71						373,600	294,400	236,300
72						374,100	295,900	236,800
73						374,600	297,400	237,300
74						375,100	298,900	237,800
75						375,600	300,400	238,300
76						376,100	301,900	238,800
77						376,600	303,400	239,300
78						377,100	304,900	239,800
79						377,600	306,400	240,300
80						378,100	307,900	240,800
81						378,600	309,400	241,300
82						378,700	310,900	241,800
83							312,400	242,300
84							313,900	242,800
85							315,400	243,300
86							316,900	243,800
87							318,400	244,300
88							319,900	244,800
89							321,400	244,900
90							322,900	
91							324,400	
92							324,900	
93							325,400	
94							325,900	
95							326,400	
96							326,900	
97							327,400	
98							327,900	
99							328,400	
100							328,900	
101							329,400	
102							329,900	
103							330,400	
104							330,900	
105							331,400	
106							331,900	
107							332,400	
108							332,900	
109							333,400	
110							333,900	



111							334,400	
112							334,900	
113							335,400	
114							335,900	
115							336,400	
116							336,900	
117							337,400	
118							337,900	
119							338,400	
120							338,900	
121							339,400	
122							339,900	
123							340,400	
124							340,900	
125							341,400	
126							341,900	
127							342,400	
128							342,900	
129							343,400	
130							343,900	
131							344,400	
132							344,900	
133							345,400	
134							345,900	
135							346,400	
136							346,900	
137							347,400	
138							347,700	

(箕面市職員退職手当条例の一部改正)

第二条 箕面市職員退職手当条例(昭和二十八年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

(旧豊能町消防吏員の退職手当に関する経過措置)

10 平成二十八年四月一日前に豊能町の消防吏員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったもの(以下「旧豊能町消防吏員」という。)については、同町における職員としての在職期間を本市の職員としての在職期間とみなす。

11 旧豊能町消防吏員が平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に退職した場合において、その者が現に退職した理由と同一の理由により退職し、かつ、その者の退職した日までの勤続期間、勤務実績等が同等であるものとみなして平成二十八年三月三十一日において適用されていた職員の退職手当に関する条例(昭和五十二年豊能町条例第二号。以下「豊能町退職手当条例」という。)及び同日において適用されていた豊能町一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年豊能町条例第三号)の規定により計算した豊能町退職手当条例第二条の二に規定する一般の退職手当の額(以下「みなし豊能町条例退職手当額」という。)が、第三条の二第二項に規定する一般の退職手当の額(以下「箕面市条例退職手当額」という。)より多いときは、この条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ、みなし豊能町条例退職手当額と箕面市条例退職手当額の差額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を箕面市条例退職手当額に加算した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に

退職した者 七分の五

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に退職した者 七分の四

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に退職した者 七分の三

四 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に退職した者 七分の二

五 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に退職した者 七分の一

12 旧豊能町消防吏員が平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に退職した場合において、その者の箕面市条例退職手当額がみなし豊能町条例退職手当額より多いときは、この条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ、箕面市条例退職手当額とみなし豊能町条例退職手当額との差額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を箕面市条例退職手当額から控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に退職した者 五分の三

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に退職した者 五分の二

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に退職した者 五分の一

13 前三項に定めるもののほか、旧豊能町消防吏員の退職手当の支給に關し必要な経過措置は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(提案理由)

豊能町の消防事務を受託するに当たり、本市が採用する豊能町の消防吏員の給与及び退職手当の支給に関し必要な経過措置を定めるため、本条例を改正するものである。

第八十五号議案

箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件

箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十三年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表を次のように改める。

傷病補償年金		〇・七三
<p>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）</p>	〇・八六
<p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年</p>		〇・八八

	<p>一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)</p>	
	<p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)</p>	○・七五
	<p>国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)</p>	○・七五
	<p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)</p>	○・八九
<p>障害補償年金</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	○・七三
	<p>障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	○・八三
	<p>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	○・八八
	<p>旧船員保険法による障害年金</p>	○・七四
	<p>旧厚生年金保険法による障害年金</p>	○・七四
	<p>旧国民年金法による障害年金</p>	○・八九
<p>遺族補償年金</p>	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)</p>	○・八〇
	<p>遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	○・八四

遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	○・八八
国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	○・八〇
国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・九〇

附則第五条第二項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八
旧船員保険法による障害年金	○・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	○・七五
旧国民年金法による障害年金	○・八九

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例附則第五条の規定は、平成二十七年十月一日（以下「適用日」

という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済



組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第五条第一項の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第五条の規定に基づいて支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等による地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)の改正等に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第八十六号議案

箕面市個人情報保護条例改正の件

箕面市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市個人情報保護条例の一部を改正する条例

箕面市個人情報保護条例（平成二年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「本人以外の者」を「前号に掲げるもののほか、本人以外の者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の号を加える。

二 市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認められた場合

第十条第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

生活困窮等の状況にある市民の個人情報に関係部局で共有できるようにするため、本条例を改正するものである。



第八十七号議案

箕面市立幼稚園条例改正の件

箕面市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立幼稚園条例の一部を改正する条例

箕面市立幼稚園条例（昭和四十六年箕面市条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表箕面市立ひがし幼稚園の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例の一部改正）

2 箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例（平成二十五年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 削除

（提案理由）

箕面市立ひがし幼稚園の民営化に伴い、同幼稚園を廃止するため、本条例を改正するものである。



第八十八号議案

箕面市国民健康保険条例及び箕面市高齢者等介護総合条例改

正の件

箕面市国民健康保険条例及び箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例及び箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例

(箕面市国民健康保険条例の一部改正)

第一条 箕面市国民健康保険条例(昭和四十八年箕面市条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「納期限前七日までに」を削る。

第二十四条第二項中「納期限前七日までに」を「納期限までに」に改める。

(箕面市高齢者等介護総合条例の一部改正)

第二条 箕面市高齢者等介護総合条例(平成十二年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「納期限前七日までに」を削る。

第二十四条第二項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の十五日までに」を「納期限までに」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の箕面市国民健康保険条例第二十三条第二項及び第二十四条第二項の規定並びに第二条の規定による改正後の箕面市高齢者等介護総合条例第二十三条第二項及び第二十四条第二項の規定は、平成二十八年四月一日以後に納期限の到来する保険料について適用し、同日前に納期限の到来する保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険料及び介護保険料の徴収猶予及び減免に関する申請期限を見直すため、本条例を改正するものである。



第八十九号議案

箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例等改正の件

箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例等の一部を改正する条例

(箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市消防本部及び消防署の設置に関する条例(昭和三十八年箕面市条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「消防事務」の下に「(本市が受託するものを含む。)」を加える。

第四条各号を削り、同条に次の表を加える。

名称	位置	管轄区域
豊能消防署	大阪府豊能郡豊能町東ときわ台一丁目一番地の二	箕面市の区域のうち、上止々呂美、下止々呂美、森町北一丁目、森町北二丁目、森町中一丁目から森町中三丁目まで、森町南一丁目から森町南三丁目まで及び森町西一丁目の区域並びに豊能町の区域
箕面消防署	大阪府箕面市箕面五丁目一―番一九号	箕面市の区域(豊能消防署の管轄区域を除く。)

(箕面市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

第二条 箕面市消防長及び消防署長の資格を定める条例(平成二十六年箕面市条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(豊能町の消防事務の受託に伴う消防署長の資格に関する経過措置)

2 平成二十九年三月三十一日までの間における第三条第一号の規定の適用については、同号中「本市」とあるのは、「本市又は豊能町」とする。

(箕面市消防職員定数条例の一部改正)

第三条 箕面市消防職員定数条例(昭和三十四年箕面市条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百十一人」を「百四十人」に改める。

(箕面市消防職員等賞じゅつ金支給条例の一部改正)

第四条 箕面市消防職員等賞じゅつ金支給条例(昭和五十三年箕面市条例第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「殉職者賞じゅつ金」を「殉職者特別賞じゅつ金及び殉職者賞じゅつ金」に改める。

第九条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改める。

第十条中「区域外」を「管轄区域外(非常勤消防団員にあつては、本市の区域外)」に改める。

第十一条中「区域内」を「管轄区域内(非常勤消防団員にあつては、本市の区域内)」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(提案理由)

豊能町の消防事務を受託するに当たり、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第九十号議案

箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>一 傷病補償年金（第八条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表及び次項の表において「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第五項の表において「障害基礎年金」という。）</p>	<p>○・七三</p>
<p>二 傷病補償年金（第八条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>○・八一（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・八一）</p>

<p>三 障害補償年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>○・七三</p>
<p>四 障害補償年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>○・八二（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八一）</p>
<p>五 遺族補償年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>○・八〇</p>
<p>六 遺族補償年金（第十条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>	<p>○・八七</p>

附則第五条第二項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>四 障害補償 年金（第十 八条の二に 規定する公</p>	<p>三 障害補償 年金（第十 八条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの を除く。）</p>	<p>二 傷病補償 年金（第十 八条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの に限る。）</p>	<p>一 傷病補償 年金（第十 八条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの を除く。）</p>
<p>一 障害厚生年金等</p>	<p>一 障害厚生年金等  二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>一 障害厚生年金等  二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>一 障害厚生年金等  二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二項第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第五項の表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>
<p>○・八九（第一級の障害等級に該当する障害</p>	<p>○・八八</p>	<p>○・九一（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九一）</p>	<p>○・八八</p>

<p>務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p>二 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>に係る障害補償年金にあつては、〇・八八)</p> <p>〇・九二(第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・九一)</p>
<p>五 遺族補償年金(第十条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>一 遺族厚生年金等</p> <p>二 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金</p>	<p>〇・八四</p> <p>〇・八八</p>
<p>六 遺族補償年金(第十条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p>一 遺族厚生年金等</p> <p>二 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金</p>	<p>〇・八九</p> <p>〇・九二</p>

附則第五条第三項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、

「身体若しくは精神の障害」を「障害」に、「年金たる給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が二である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。



<p>一 傷病補償年金（第八条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>二 傷病補償年金（第八条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>三 障害補償年金（第八条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>
<p>一 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）</p>	<p>二 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）</p>	<p>三 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）</p>
<p>○・七五</p>	<p>○・七五</p>	<p>○・八九</p>
<p>一 旧船員保険法による障害年金</p>	<p>○・八三（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・八二）</p>	<p>二 旧厚生年金保険法による障害年金</p>
<p>○・八三（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・八二）</p>	<p>三 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>○・九三（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九二）</p>
<p>一 旧船員保険法による障害年金</p>	<p>○・七四</p>	<p>二 旧厚生年金保険法による障害年金</p>
<p>○・七四</p>	<p>三 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>○・八九</p>

四 障害補償 年金（第十 八条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの に限る。）	五 遺族補償 年金（第十 八条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの を除く。）			
一 旧船員保険法による障害年金	一 国民年金等改正法附則第八十七条第一 項に規定する年金たる保険給付のうち遺 族年金 二 国民年金等改正法附則第七十八条第一 項に規定する年金たる保険給付のうち遺 族年金 三 国民年金等改正法附則第三十二条第一 項に規定する年金たる給付のうち母子年 金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・八三（第一 級の障害等級 に該当する障 害に係る障害 補償年金にあ っては○・八 一、第二級の障 害等級に該当 する障害に係 る障害補償年 金にあつては ○・八二）	二 旧厚生年金保険法による障害年金 三 旧国民年金法による障害年金 ○・九三（第一 級又は第二級 の障害等級に 該当する障害 に係る障害補 償年金にあつ ては、○・九二）	○・八〇 ○・八〇 ○・九〇

六 遺族補償 年金（第十 八条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの に限る。）	一 国民年金等改正法附則第八十七条第一 項に規定する年金たる保険給付のうち遺 族年金	〇・八七
	二 国民年金等改正法附則第七十八条第一 項に規定する年金たる保険給付のうち遺 族年金	〇・八七
	三 国民年金等改正法附則第三十二条第一 項に規定する年金たる給付のうち母子年 金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九三

附則第五条第四項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、  
「身体若しくは精神の障害」を「障害」に改め、「当該各号に掲げる」の下  
に「法律による」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上  
欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、  
第八条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の  
上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲  
げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由につ  
いて支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金  
たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額）を三百六十五で  
除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について 障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八六
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障 害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法等 による障害共済年金が支給される場合を除く。）	〇・八八

附則第五条第六項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第  
八条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の上欄に掲げる」の下に「当  
該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる

給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

## 附 則

### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の箕面市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

### （経過措置）

2 新条例附則第五条の規定は、平成二十七年十月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の箕面市消防団員等公務災害補償条例附則第五条の規定に基づいて支給された年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

### （提案理由）

被用者年金制度の一元化等による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第九十一号議案

箕面市下水道条例改正の件

箕面市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市下水道条例の一部を改正する条例

箕面市下水道条例（昭和四十四年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「百分の百八を乗じて」を「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の額を加算して」に改める。

別表第一中「六三〇円」を「五七八円」に、「八〇円」を「七八円」に、「九八円」を「九六円」に、「一一三元」を「一一二元」に、「一二九円」を「一二八円」に、「一四七円」を「一四六円」に、「一六八円」を「一六七円」に、「一九三元」を「一九二元」に、「二二一元」を「二二〇円」に改める。

別表第二備考五中「（昭和六十三年法律第百八号）」及び「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第一の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用し、同日前の

公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日以後最初に計量した日からその直前に計量した日の翌日までの間における公共下水道の使用に係る使用料の算定の基礎となる汚水の量は、その使用期間中各日均等に使用したものとみなす。

(提案理由)

箕面市上下水道施設整備基本・実施計画に基づき今後二十年間黒字収支が見込まれることに伴い、下水道使用料を改定するため、本条例を改正するものである。

第92号議案

平成27年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号)

平成27年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123,741千円を追加し、歳入歳出それぞれ18,874,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正1」による。

平成27年12月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	2,646,334	47,182	2,693,516
		2,314,906	36,825	2,351,731
	2 国 庫 補 助 金	331,428	10,357	341,785
		59,293	68,524	127,817
4 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	59,293	68,524	127,817
6 府 支 出 金	2 府 補 助 金	1,149,239	10,357	1,159,596
		1,041,409	10,357	1,051,766
9 繰 入 金	1 他 会 計 繰 入 金	1,265,976	△2,322	1,263,654
		1,265,976	△2,322	1,263,654
歳 入 合 計		18,750,995	123,741	18,874,736



歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費	196,321	△2,322	193,999
	2 保 険 給 付 費	167,439	△2,322	165,117
10 諸 支 出 金	1 療 養 諸 費	9,489,139	183,605	9,672,744
	2 高 額 療 養 費	8,308,633	170,282	8,478,915
	1 償還金及び還付加算金	1,092,787	13,323	1,106,110
	1 予 備 費	15,301	1,340	16,641
11 予 備 費	1 予 備 費	125,606	△58,882	66,724
	1 予 備 費	125,606	△58,882	66,724
歳 出 合 計		18,750,995	123,741	18,874,736



平成27年度  
(2015年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号) 説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	千円 3,848,186	千円 0	千円 3,848,186
2 使用料及び手数料	985	0	985
3 国庫支出金	2,646,334	47,182	2,693,516
4 療養給付費等交付金	59,293	68,524	127,817
5 前期高齢者交付金	4,014,261	0	4,014,261
6 府支出金	1,149,239	10,357	1,159,596
7 共同事業交付金	3,896,230	0	3,896,230
8 財産収入	1	0	1
9 繰入金	1,265,976	△2,322	1,263,654
10 諸収入	1,870,490	0	1,870,490
歳入合計	18,750,995	123,741	18,874,736

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	196,321	△2,322	193,999
2 保険給付費	9,489,139	183,605	9,672,744
3 後期高齢者支援金等	1,855,802	0	1,855,802
4 前期高齢者納付金等	2,278	0	2,278
5 老人保健拠出金	62	0	62
6 介護納付金	652,090	0	652,090
7 共同事業拠出金	4,414,477	0	4,414,477
8 保健事業費	135,746	0	135,746
9 基金積立金	1	0	1
10 諸支出金	15,301	1,340	16,641
11 予備費	125,606	△58,882	66,724
12 繰上充用金	1,864,172	0	1,864,172
歳出合計	18,750,995	123,741	18,874,736

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一般財源
国府支出金	地方債	その他		
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 △2,322
57,539	0	68,524	0	57,542
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	1,340
0	0	0	0	△58,882
0	0	0	0	0
57,539	0	68,524	0	△2,322

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
3	国 庫 支 出 金	2,646,334	47,182	2,693,516
1	国 庫 負 担 金	2,314,906	36,825	2,351,731
	1 療養給付費等負担金	2,207,076	36,825	2,243,901
2	国 庫 補 助 金	331,428	10,357	341,785
	1 財政調整交付金	331,428	10,357	341,785
4	療 養 給 付 費 等 交 付 金	59,293	68,524	127,817
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	59,293	68,524	127,817
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	59,293	68,524	127,817
6	府 支 出 金	1,149,239	10,357	1,159,596
2	府 補 助 金	1,041,409	10,357	1,051,766
	2 財政調整交付金	1,025,392	10,357	1,035,749
9	繰 入 金	1,265,976	△2,322	1,263,654
1	他 会 計 繰 入 金	1,265,976	△2,322	1,263,654
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,265,976	△2,322	1,263,654



節		明 説	
区分	金額 千円		
			千円
1 現年度分	36,825	1 現年度分 補正後 2,243,900,000円—補正前 2,207,075,000円	36,825
1 財政調整 交付金	10,357	1 財政調整交付金 補正後 341,785,000円—補正前 331,428,000円	10,357
1 現年度分	68,524	1 現年度分 補正後 127,816,000円—補正前 59,292,000円	68,524
1 財政調整 交付金	10,357	1 財政調整交付金 補正後 1,035,749,000円—補正前 1,025,392,000円	10,357
2 職員給与費等 繰入金	△2,322	1 職員給与費等繰入金 補正後 218,238,000円—補正前 220,560,000円	△2,322

(款) 9 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
1	総 務 費	196,321	△2,322	193,999	一般財源 △2,322
	1 総 務 管 理 費	167,439	△2,322	165,117	一般財源 △2,322
	1 一 般 管 理 費	164,903	△2,322	162,581	一般財源 △2,322
2	保 險 給 付 費	9,489,139	183,605	9,672,744	国庫支出金 47,182 療養給付費等交付金 68,524 府支出金 10,357 一般財源 57,542
	1 療 養 諸 費	8,308,633	170,282	8,478,915	国庫支出金 47,182 療養給付費等交付金 55,201 府支出金 10,357 一般財源 57,542
	1 一 般 被 保 険 者 療 養 給 付 費	7,910,186	115,081	8,025,267	国庫支出金 47,182 府支出金 10,357 一般財源 57,542
	2 退 職 被 保 険 者 等 療 養 給 付 費	163,099	55,201	218,300	療養給付費等交付金 55,201
	2 高 額 療 養 費	1,092,787	13,323	1,106,110	療養給付費等交付金 13,323
	2 退 職 被 保 険 者 等 高 額 療 養 費	22,607	13,323	35,930	療養給付費等交付金 13,323
10	諸 支 出 金	15,301	1,340	16,641	一般財源 1,340
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	15,301	1,340	16,641	一般財源 1,340
	3 諸 費	1	1,340	1,341	一般財源 1,340
11	予 備 費	125,606	△58,882	66,724	一般財源 △58,882
	1 予 備 費	125,606	△58,882	66,724	一般財源 △58,882
	1 予 備 費	125,606	△58,882	66,724	一般財源 △58,882

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
13 委託料	△2,322	2 一般事務経費（レセプト点検関係）【国民健康保険室】	△2,322
		13 委託料	△2,322
		1 委託料	△2,322
		レセプト点検業務等委託	△2,322
19 負担金補助及び交付金	115,081	10 保険給付事業（一般被保険者療養給付費）【国民健康保険室】	115,081
		19 負担金補助及び交付金	115,081
		1 負担金	115,081
		一般被保険者療養給付費	115,081
19 負担金補助及び交付金	55,201	11 保険給付事業（退職被保険者等療養給付費）【国民健康保険室】	55,201
		19 負担金補助及び交付金	55,201
		1 負担金	55,201
		退職被保険者等療養給付費	55,201
19 負担金補助及び交付金	13,323	16 保険給付事業（退職被保険者等高額療養費）【国民健康保険室】	13,323
		19 負担金補助及び交付金	13,323
		1 負担金	13,323
		退職被保険者等高額療養費	13,323
23 償還金利子及び割引料	1,340	43 諸支出金事業（諸費）【国民健康保険室】	1,340
		23 償還金利子及び割引料	1,340
		1 償還金	1,340
		国費等返還金	1,340

(款) 11 予備費  
(項) 1 予備費



### 第 9 3 号議案

平成 2 7 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算 (第 2 号)

平成 2 7 年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 573 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1, 882, 312 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 諸収入		2,103	1,573	3,676
	2 償還金及び還付加算金	2,100	1,573	3,673
歳入合計		1,880,739	1,573	1,882,312

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 諸 支 出 金		2,100	1,573	3,673
	1 償還金及び還付加算金	2,100	1,573	3,673
歳 出 合 計		1,880,739	1,573	1,882,312





平成27年度  
(2015年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第2号)説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 後期高齢者医療保険料	1,627,706	0	1,627,706
2 使用料及び手数料	83	0	83
3 繰入金	250,846	0	250,846
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	2,103	1,573	3,676
歳入合計	1,880,739	1,573	1,882,312

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 38,550	千円 0	千円 38,550
2 後広域高連齢合者納付療金	1,839,589	0	1,839,589
3 諸支出金	2,100	1,573	3,673
4 予備費	500	0	500
歳出合計	1,880,739	1,573	1,882,312

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一般財源
国府支出金	地	方	そ	
千円	千円	千円	の	千円
0	0	0	他	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1,573	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1,573	0

2 歳 入

(款) 5 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
5 諸 収 入		千円 2,103	千円 1,573	千円 3,676
	2 償還金及び還付加算金	2,100	1,573	3,673
	1 保 険 料 還 付 金	2,000	1,573	3,573

節		明 明	
区 分	金 額 千円	説	千円
1 保険料還付金	1,573	1 後期高齢者医療保険料還付金 補正後 3,573,000円—補正前 2,000,000円	1,573

(款) 5 諸収入  
(項) 2 償還金及び還付加算金

3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
3	諸	支 出 金	2,100	1,573	3,673	諸収入 1,573
	1	償還金及び還付加算金	2,100	1,573	3,673	諸収入 1,573
		1 保険料還付金	2,100	1,573	3,673	諸収入 1,573



節		金額 千円	説明	千円
区分	分			
23	償還金 引料	1,573	1 諸支出金事業（保険料還付金）【介護・医療・年金室】 23 償還金引料 1 償還金 1 保険料過額納還付金	1,573 1,573 1,573

(款) 3 諸支出金  
(項) 1 償還金及び還付加算金



第94号議案

平成27年度箕面市病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成27年度箕面市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出			
第1款	病院事業費用	9,074,924千円	115,615千円	9,190,539千円
第1項	医業費用	8,805,531千円	115,615千円	8,921,146千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入			
第1款	資本的収入	266,099千円	5,500千円	271,599千円
第5項	負担金	3,000千円	5,500千円	8,500千円
	支 出			
第1款	資本的支出	1,220,316千円	5,500千円	1,225,816千円
第1項	建設改良費	881,866千円	5,500千円	887,366千円

第4条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職 員 給 与 費	5,014,730千円	87,638千円	5,102,368千円
	(医業費用 4,993,278千円	87,638千円	5,080,916千円)

第5条 予算第8条に定めたたな卸資産の購入限度額を1,642,385千円に改める。

平成27年12月1日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成27年度（2015年度）箕面市病院事業会計補正予算（第4号）説明書



平成27年度（2015年度）箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第4号）

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 病院事業費用			9,074,924	115,615	9,190,539	
	1 医業費用		8,805,531	115,615	8,921,146	
		1 給 与 費	4,993,278	87,638	5,080,916	
		2 材 料 費	1,544,852	27,977	1,572,829	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			千円 266,099	千円 5,500	千円 271,599	
	5 負 担 金		3,000	5,500	8,500	
		1 他 会 計 負 担 金	3,000	5,500	8,500	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 支 出			千円 1,220,316	千円 5,500	千円 1,225,816	
	1 建 設 改 良 費		881,866	5,500	887,366	
		2 固 定 資 産 購 入 費	588,193	5,500	593,693	



平成27年度（2015年度）箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 205,394	△ 115,615	△ 321,009
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	748,634	△ 115,615	633,019
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 816,768	△ 5,500	△ 822,268
一般会計からの繰入金による収入	3,000	5,500	8,500
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 821,787		△ 821,787
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	△ 76,348		△ 76,348
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	△ 149,501	△ 115,615	△ 265,116
5. 資金期首残高	2,364,952	69,250	2,434,202
6. 資金期末残高	2,215,451	△ 46,365	2,169,086

## 給 与 費 明 細 書

### 1 総 括

区 分	職 員 数			給 与 費					法定福利費	合 計	
	特別職	一 般 職		報 酬	給 料	賃 金	手 当	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	人 1	人 (45)	人 502	千円 18,390	千円 1,868,393	千円 250,349	千円 2,230,218	千円 4,367,350	千円 714,518	千円 5,081,868
	資本勘定支弁職員										
	合 計	1	(45)	502	18,390	1,868,393	250,349	2,230,218	4,367,350	714,518	5,081,868
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	(45)	502	18,390	1,868,393	250,349	2,230,218	4,367,350	626,880	4,994,230
	資本勘定支弁職員										
	合 計	1	(45)	502	18,390	1,868,393	250,349	2,230,218	4,367,350	626,880	4,994,230
比 較	損益勘定支弁職員									87,638	87,638
	資本勘定支弁職員										
	合 計									87,638	87,638

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	管理職手当	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	39,290	86,796	253,041	40,614	548,208	27,824
	補 正 前	39,290	86,796	253,041	40,614	548,208	27,824
	比 較						
	区 分	夜間勤務手当	時間外及び 休日勤務手当	住居手当	期末勤勉手当	退職給与金	
		千円	千円	千円	千円	千円	
	補 正 後	36,999	187,456	42,757	870,078	97,155	
補 正 前	36,999	187,456	42,757	870,078	97,155		
比 較							

注1) 職員数は、常勤職員数であり、( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

注2) 本年度の法定福利費及び期末勤勉手当には、賞与引当金繰入額を含む。

平成 2 7 年度（2 0 1 5 年度）箕面市病院事業会計補正予算（第 4 号）予算参考資料



収益的収入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細				
						節	金額	備 考		
			千円	千円	千円		千円		千円	
1 病院事業費用			9,074,924	115,615	9,190,539					
	1 医業費用		8,805,531	115,615	8,921,146					
		1 給与費		4,993,278	87,638	5,080,916	法定福利費	664,308	職員共済組合負担金 599,476	84,790 増
									地公災負担金 4,583	443 増
							健康保険協会負担金 19,192	417 増		
	2 材料費		1,544,852	27,977	1,572,829	診療材料費	545,567	診療用材料 524,231	27,977 増	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 資本的収入			千円 266,099	千円 5,500	千円 271,599		千円	千円
	5 負担金		3,000	5,500	8,500			
		1 他会計負担金	3,000	5,500	8,500	一般会計 負担金	8,500	医療機器整備等負担金 8,500 5,500 増

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 資本的支出			千円 1,220,316	千円 5,500	千円 1,225,816		千円	千円
	1 建設改良費		881,866	5,500	887,366			
		2 固定資産 購入費	588,193	5,500	593,693	器械備品費	593,693	高額医療機器 472,889 5,500 増

第 9 5 号 議 案

箕面市有功者の議決を求める件

次の者を有功者とするため、箕面市有功者表彰条例（昭和 5 8 年箕面市条例第 5 号）第 2 条第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 中 井 馨

	略	歴
昭和 2 0 年	9 月	大阪第二師範学校本科卒業
同 2 0 年	9 月	豊能郡萱野国民学校訓導
同 2 6 年	4 月	池田市立北豊島小学校教諭
同 2 7 年	3 月	関西大学法学部法律学科卒業
同 5 0 年	4 月	池田市立五月丘小学校長

平成11年10月	箕面市選挙管理委員
同 15年10月	箕面市選挙管理委員会委員長
同 26年 4月	大阪府都市選挙管理委員会連合会会長
同 27年10月	箕面市選挙管理委員、同選挙管理委員会委員長退任

(提案理由)

中井 馨氏は、本市有功者に列せられることが相当と認めるので、提案するものである。



諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成27年12月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 古川 治

	略	歴
昭和47年	3月	桃山学院大学社会学部卒業
同47年	4月	箕面市立萱野小学校助教諭
同48年	4月	箕面市立萱野小学校教諭
同59年	4月	箕面市立萱野青少年会館指導係長
平成5年	4月	箕面市教育センター所長代理（課長補佐級）

同	9年	7月	箕面市教育委員会事務局学校教育課主幹（課長待遇） 兼箕面市教育センター所長
同	11年	4月	箕面市立止々呂美中学校長
同	17年	4月	東大阪大学短期大学部助教授
同	18年	4月	東大阪大学こども学部教授
同	19年	4月	人権擁護委員（現在に至る。）
同	21年	4月	東大阪大学こども学部こども学科長
同	22年	4月	甲南大学教職教育センター特任教授（現在に至る。）
同	22年	11月	中央教育審議会専門委員
同	23年	3月	中央教育審議会専門委員

（提案理由）

古川 治氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第4号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成27年12月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 新谷俊彦

略	歴
昭和63年 3月	大阪大学法学部卒業
平成 2年 4月	ザ・ヒューマン株式会社入社
同 11年10月	司法試験合格
同 13年10月	司法修習修了
同 13年10月	弁護士登録（現在に至る。）

同 13年10月	森・吉村法律事務所入所
同 15年 4月	大阪弁護士会人権擁護委員会委員
同 17年10月	新谷俊彦法律事務所開設（現在に至る。）
同 19年 4月	大阪大学大学院高等司法研究科非常勤講師
同 19年 5月	大阪弁護士会人権擁護委員会委員
同 20年10月	大阪家庭裁判所家事調停官
同 22年 7月	人権擁護委員（現在に至る。）
同 24年10月	大阪家庭裁判所家事調停委員（現在に至る。）
同 25年 4月	大阪弁護士会人権擁護委員会委員（現在に至る。）

（提案理由）

新谷俊彦氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第5号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成27年12月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 関 隆 徳

略

歴

平成 6年 3月	関西大学法学部卒業
同 12年 4月	宗教法人青龍寺代表役員（現在に至る。）
同 25年 4月	人権擁護委員（現在に至る。）
同 27年 4月	大阪第三人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る。）

(提案理由)

関 隆徳氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。